

參考資料

参考資料

1. 策定経過

◆策定経過

年月日	会議名称等	内容
令和2年9月1日	令和2年度第11回庁議	・改定庁内検討会議の設置について
令和2年9月30日	第1回庁内検討会議	・第1章 社会経済の動向と都市計画の方向性 ・第2章 石巻市の概況 ・第3章 前提条件の整理 ・第4章 都市づくりにおける課題
令和2年10月8日	第36回石巻市都市計画審議会	・改定庁内検討会議の設置について ・案について説明
令和2年12月23日	第37回石巻市都市計画審議会	・案について説明
令和3年2月1日	第2回庁内検討会議	・第1回会議における修正案 ・第5章 基本構想 ・第6章 全体基本計画 ・第7章 エリア別詳細方針 ・第8章 実現化方策
令和3年7月5日	第3回庁内検討会議	・石巻市都市計画マスタープラン(改定中間案)
令和3年8月3日	令和3年度第9回庁議	・石巻市都市計画マスタープランの改定について
令和3年9月2日	令和3年石巻市議会全員協議会	・石巻市都市計画マスタープラン改定案について
令和3年9月15日から 令和3年10月14日まで	パブリック・コメント	・中間案に対するパブリック・コメントの募集について
令和3年12月22日	第38回石巻市都市計画審議会	・中間案について諮問
令和4年3月23日	第39回石巻市都市計画審議会	・中間案について答申

2. 改定組織

(1) 石巻市都市計画審議会

◆第9期石巻市都市計画審議会委員名簿（諮問・答申時）

敬称略

	氏名		氏名
会長	石巻専修大学准教授 関口駿輔	委員	石巻市議会産業建設委員会委員長 阿部浩章
会長職務 代理者	石巻商工会議所専務理事 高橋武徳	〃	国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所長 石田和也
委員	石巻市農業委員会会長 三浦孝一	〃	宮城県東部土木事務所長 郷右近正紀
〃	社団法人宮城県建築士会石巻支部 白土典子	〃	石巻警察署長 岡島利明
〃	東北工業大学准教授 島山雄豪	〃	住民代表 小野寺夢津子
〃	石巻市議会総務企画委員会委員長 奥山浩幸	〃	住民代表 田中雅子
〃	石巻市議会環境教育委員会委員長 阿部久一	〃	住民代表 宮本竜太
〃	石巻市議会保健福祉委員会委員長 佐藤雄一		

※委嘱期間：令和3年8月8日から令和5年8月7日まで（2年間）

(2) 石巻市都市計画マスタープラン改定庁内検討会議

◆委員名簿

	所属部署	役職		所属部署	役職
会長	建設部	次長	委員	北上総合支所	地域振興課長
委員	復興政策部	復興政策課長	〃	牡鹿総合支所	地域振興課長
〃	復興政策部	SDGs 地域戦略推進室長	〃	生活環境部	環境課長
〃	復興政策部	地域振興課長	〃	福祉部	福祉総務課長
〃	総務部	危機対策課長	〃	福祉部	障害福祉課長
〃	総務部	防災推進課長	〃	産業部	産業推進課長
〃	復興事業部	基盤整備課長	〃	産業部	商工課長
〃	復興事業部	市街地整備課長	〃	産業部	水産課長
〃	半島復興事業部	半島拠点整備推進課長	〃	産業部	農林課長
〃	河北総合支所	地域振興課長	〃	建設部	道路第1課長
〃	雄勝総合支所	地域振興課長	〃	建設部	建築指導課長
〃	河南総合支所	地域振興課長	〃	建設部	下水道建設課長
〃	桃生総合支所	地域振興課長	〃	教育委員会	教育総務課長

(3) 諮問及び答申

<p style="text-align: right;">石都計第180号 令和3年12月22日</p> <p>石巻市都市計画審議会会長 殿</p> <p style="text-align: right;">石巻市長 齋藤正美</p> <p>石巻市都市計画マスタープラン（中間案）について（諮問）</p> <p>石巻市都市計画マスタープランを改定するにあたり、別添「石巻市都市計画マスタープラン（中間案）」について、石巻市都市計画審議会条例第2条の規定により諮問いたします。</p>	<p style="text-align: right;">石都審第111号 令和4年3月23日</p> <p>石巻市長 齋藤正美 殿</p> <p style="text-align: right;">石巻市都市計画審議会 会長 関口駿輔</p> <p>石巻市都市計画マスタープランについて（答申）</p> <p>令和3年12月22日付け石都計第180号により、石巻市都市計画審議会に諮問されておりました標記の件について、下記のとおり答申いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>石巻市都市計画マスタープランについて審議した結果、基本的な考え方について承認いたします。</p>
---	---

3. 用語集・制度等解説

あ行

●アクセス

ある目的地へ移動するための経路や移動する行為。交通の便をアクセス性といい、目的地へ向かう道路のことをアクセス道路という。

●石巻市震災復興基本計画

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とその後に到来した巨大津波によって、甚大な被害を受けた本市が将来的な復旧、復興を実現していくための道標。多くの市民が被災し、電気、水道などのライフラインの寸断を引き起こした今回の震災の教訓を踏まえ、単なる「復旧」ととどまらず、防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくりを念頭に、新たな視点で都市デザインを描いたまちを構築するとともに、ライフラインの補完や快適な生活空間として新エネルギーを活かしたまちづくりを目指す。

●インバウンド (Inbound)

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

●インフラ (Infrastructure)

インフラストラクチャーの略。社会基盤。国家・社会の存続・発展の根幹をなす施設。道路、学校、発電所、交通機関、通信施設などを指す。

●オープンスペース

ビルやマンションなどの敷地内において建築物が建てられていない空間や、広場や公園、街路、河川などの公共の空き地。

か行

●開発許可制度

都市近郊における無秩序な市街化(スプロール現象)を防止し、計画的な市街化を図るという都市計画法の目的を達成するため、都市計画区域内で開発行為をする場合や市街化調整区域内で建築行為をする場合などについて、都市の水準を確保するため、一定の基準を設けて、許可がいるようにした制度。

●開発指導要綱

地方公共団体が宅地開発業に対して定めた開発規定。乱開発による環境の悪化や急激な人口増による公共設備の整備の遅れを防ぐため、各地方自治体で明文化している。

●緊急輸送道路

地震直後に発生する緊急輸送を円滑に行うための道路。高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路とされており、阪神淡路大震災での教訓をふまえて設定された。

●グリーンインフラ

米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用し、社会における様々な課題解決に活用するという考え方。導入目的や対象は国際的に統一されておらず、非常に幅広い。これまで日本においては一般的に公園や緑地、河川などを対象空間とし、それらが持つ環境保全や防災、地域振興上の機能に着目したインフラの保全整備を指していたが、広く環境保全に関わる行為や対象を指すとの解釈もある。

●グリーンスローモビリティ

時速 20 km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。モビリティとは、人々の移動と、これを支える多様な移動の手段のこと。

●建築協定

住宅地としての環境や商店街として利便を高度に維持増進するため、市町村が条例で建築協定を締結できる旨を定めた区域内において、その区域内の土地の所有者および借地権を有する者が、自主的にその区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準を定めたもの。

●建築制限

建築基準法などの法令により定められた、建築物の敷地、構造設備および用途に関する禁止・制限事項。

●国土強靱化

防災・減災の取組みで、強くてしなやかな国をつくること。

さ行

●市街地再開発事業

都市再開発法に基づいて、既成市街地の計画的な再開発の実現を図る事業。事業地区内の建築物を除却し、新たに土地を高度利用した建築物の建築と道路などの整備を一体的に行う。

た行

●地域地区

都市計画法第8条で定める地域及び地区。利用目的ごとに地域地区が指定されており、用途制限などの建築制限が定められている。

●地域防災計画

災害対策基本法の規定に基づき、石巻市防災会議が策定する計画。地震・風水害・その他の災害に関し、防災関係機関の全機能を有効に發揮して、災害予防・応急・復旧対策に至る一連の対策を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

●地区計画

都市計画法、建築基準法に基づいて、都市における良好な市街地環境の創造、保全を図るために、地区を単位として、建築または開発行為を規制・誘導するための手法。地区計画では、地区施設の規模・配置、建築物などに関する制限などを定めることができる。

●長寿命化

住宅などの建築物や公共施設、橋梁などの土木構造物などを長期にわたり良好な状態で使用すること。

●超高齢社会

65歳以上人口の割合が21%を超えた社会。

●DID（人口集中地区）

人口の統計データに基づいて一定の基準（人口密度が1km²あたり4,000人以上で、かつ合計人口が5,000人以上の地域）により都市的地域を定めたもの。人口集中地区は都市の状態を示す重要な指標の一つである。

●定住人口

その地域に住んでいる人の数。国勢調査は5年ごとに実施されるため、毎年度毎月集計される住民基本台帳人口とあわせて、人口動向を把握している。

●都市計画基礎調査

都市計画法に基づき、都市現況及び将来の見通しを定期的に把握するための調査。5年ごとに都道府県が行う。

●都市施設

都市の諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを作る施設で、都市計画に定めることができるもの。都市計画法第11条第1項において、道路・鉄道・駐車場などの交通施設、公園・緑地などの公共空地、上水道・下水道・ごみ焼却場などの供給・処理施設など11種類が規定されている。

●都市計画道路

都市交通の最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。都市の骨格を形成し、安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を確保する。

●土地区画整理事業

宅地の利用増進及び公共施設の整備改善を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行い、健全な市街地を造成して、公共の福祉を増進する事業。

は行

●バリアフリー

基本構想多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすこと。

●ビッグデータ

従来のシステムでは保管・解析が難しかった巨大なデータ群やその保管・分析の機能・能力。AIなどの先端技術を活かした分析によって、未来予測や異常の察知、シミュレーション、タイムリーな意思決定などの可能な範囲が格段に広がり、正確になる。まちづくりにおいても、まちの変化・課題を可視化し、適切な意思決定で社会基盤の整備や空間活用・維持管理、社会サービスなどを効率化・最適化することで、まちが進化し、都心生活の質の向上につながっていくことが期待されている。

ま行

●みちのくウエストライン

山形県酒田市、新庄市、宮城県大崎市、石巻市を結ぶ東西横断道路。

や行

●ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけ全ての人が利用しやすいように配慮した環境・建物・製品などのデザインをするという考え方。

ら行

●緑地協定

都市緑地法に基づき、良好な住環境を創っていくため、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するもの。

A～Z

●BRT (Bus Rapid Transit)

連節バス、PTPS (公共車両優先システム)、バス専用道、バスレーンなどを組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム。

●ICT

(Information Communication Technology)

情報通信技術。まちに配備したセンサーのネットワーク、ビッグデータ、地理空間情報など様々なICTが、交通、緑や水辺と調和した空間活用、エネルギー、安全・安心、資源循環、行政などの複数の分野横断的なパッケージで適用されはじめている。健康増進、住宅などのストック活用など、地域の様々な課題に対応した創造的なまちづくりを展開することが可能となる。

●Maas

(Mobility as a Service)

電車、バス、タクシーのような従来の交通機関や次世代の交通モードがICTで切れ目なくつながり、移動手段・経路の選択から乗り換え、料金決済などを効率よく便利に行えるようにして、都市の移動をサービスと捉え、快適にしていく概念。地域交通情報アプリケーション

●SDGs

(Sustainable Development Goals)

平成27年に国連が採択した持続可能な開発目標。令和12年に向けた環境・経済・社会の目標で、17のゴールと169のターゲットで構成され、「地球上の誰一人として取り残さないこと」を誓い、発展途上国のみならず先進国自身が取り組む普遍的なものとなっている。このうち、目標11「住み続けられるまちづくりを」では、都市部の居住に対する問題が挙げられ、「包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」ことを目指している。地球温暖化対策としての「パリ協定」と両輪になって、世界を大きく変える道標である。

●Society 5.0

IoT (Internet of Things) やAI (人工知能)、5Gなど情報のネットワーク技術の進化・高度化による革新技術を、産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人ひとりのニーズに応じた社会的課題を解決していこうという新たな社会の考え方。現実空間からの膨大な情報(ビッグデータ)が仮想空間に集積され、それを人工知能が解析し、現実空間にフィードバックすることによって、これまでできなかった新たな価値が産業や社会にもたらされ、人間がより快適かつ活力に満ちた生活を送ることができる社会が実現すると考えられている。

石巻市都市計画マスタープラン

平成 21 年 3 月策定

令和 4 年 4 月改定



石巻市都市計画マスタープラン

令和4年4月発行
発行者 宮城県石巻市
企画・編集 建設部都市計画課

〒986-8501
宮城県石巻市穀町14番1号
TEL 0225-95-1111
FAX 0225-23-4345
E-mail iscplan@city.ishinomaki.lg.jp
ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>